

「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」について



栃木県では、県と市町の連携のもと、太陽光発電事業者による適切な事業実施のための自主的な取組を促し、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」（以下「指導指針」という。）を策定しています。

（平成 30（2018）年 4 月 1 日より施行）

適用対象の範囲

- 栃木県内において出力 50kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）を設置・運営する事業者
- ※ 同一の事業者（実質的に同一の場合も含む。）が、複数の太陽光発電施設を一体的に設置し、それらを合算した出力が 50kW 以上となる場合も対象となります。
- ※ 出力 50kW 未満の太陽光発電施設においても、指導指針を参考に事業を実施することが望まれます。



適切な導入に係る主なポイント

- 太陽光発電施設を適切に導入・管理するためのフローを確認し、手続き等を進めてください。
- 施設設置を計画している市町へ事前に相談の上、事業計画のできるだけ早い段階で「事業概要書」を提出してください。
- 市町や県の土地利用関係法令や条例の窓口へ事前に相談し、土地利用の規制等を確認してください。
- 「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討を要するエリア」を設定しましたので留意してください。
- 計画の構想段階から地域住民に対して十分な説明を行ってください。

- ◆ 指導指針は、国ガイドライン（※）を補完し、自治体や地域住民への事業計画の説明方法等を記載していますので、国ガイドラインと併せて御活用ください。
- ◆ 設置を予定している市町において、太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等を定めて取り組んでいる場合は、市町の条例等が優先されますので、事業者は、市町に事前の確認を行ってください。
※国ガイドライン：R3（2021）.4 経済産業省「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」



栃木県環境森林部 気候変動対策課

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20

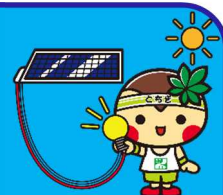
TEL 028-623-3186 FAX 028-623-3259

E-mail kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

ホームページ： <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/saiseikanouenegy/shidoushishin.html>



※ 指導指針は、栃木県ホームページでご覧いただけます。



2021.4